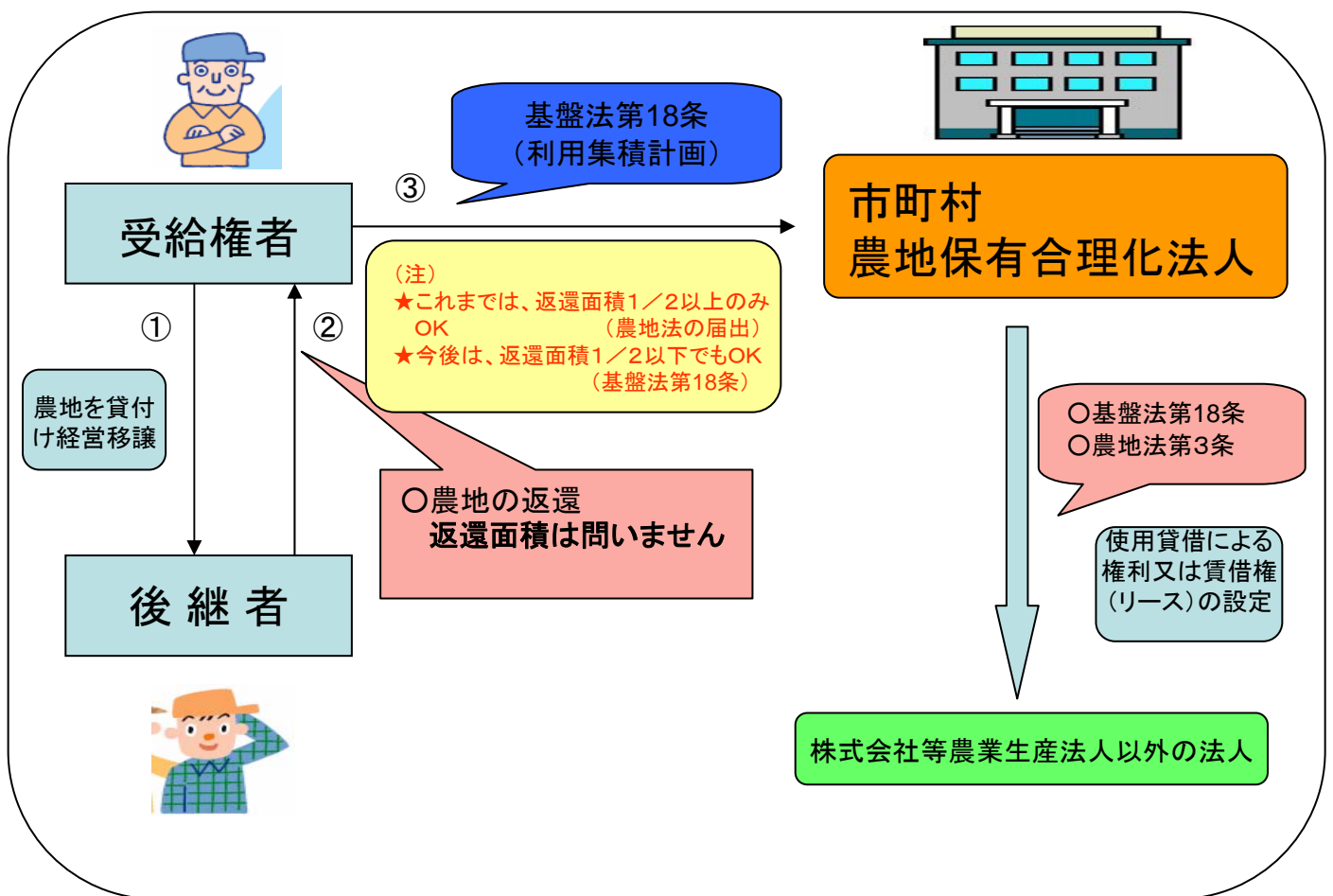


# 経営移譲年金と特定法人貸付事業について

農業経営基盤強化促進法が改正され、リース特区に限られていた特定法人貸付事業が全国展開されることになりました。これまで以上に同法による農地の権利移動が行われると考えられますので、経営移譲年金が支給停止とにならないよう適切な手続きをとられるよう御留意願います。



経営移譲年金の受給権者が、貸付けた農地の返還を受けた場合には、原則として、経営移譲年金は支給停止となります。

ただし、返還された農地を農業経営基盤強化促進法により市町村又は農地保有合理化法人に譲渡又は貸付けを行えば、返還された農地面積に関係なく支給停止にはなりません。